

社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応に係る関係府省庁連絡会議の開催について

令和7年2月10日
関係府省申合せ
令和8年4月28日
一部改正

- 1 自然災害以外の理由による大規模インフラ障害への政府としての対応に関し、関係府省庁が情報交換及び意見交換を行い、連携を図るとともに、必要な施策を検討・推進するため、社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応に係る関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）

副議長 内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）
内閣官房内閣審議官（国家サイバー統括室）
内閣府政策統括官（防災担当）

主査 総務省総合通信基盤局長
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
国土交通省水管理・国土保全局長

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣官房危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官（防災担当）
警察庁長官官房審議官（警備局担当）
金融庁総合政策局総括審議官
デジタル庁戦略・組織グループ総括審議官
総務省大臣官房地域力創造審議官
消防庁次長
文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
資源エネルギー庁次長
防衛省統合幕僚監部総括官

- 3 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長である内閣官房副長官補（内政担当）の指定する官職にある者とする。
- 4 連絡会議及び幹事会の庶務は、内閣官房において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長である内閣官房副長官補（内政担当）が定める。